

# 視点

小川実氏(52) 相続診断協会代表理事

## 「争族」防止へ身近な相談窓口

課税拡大、一段の手続き簡素化期待



「家族のために蓄えてきた財産で家族を壊してはいけない」。毎年50兆円もの資産が相続される大相続時代、相続を巡る争いは絶えない。税理士として相談を受けるなか、苦い結末も見えてきた。「相続を知り、相談できる仕組みが身近であれば争いを減らせるのではないか」と、2011年に相続診断協会を立ち上げた。協会の試験に合格し

た相続診断士は銀行員から主婦まで2万人を超え、今では注目される資格の一つだ。相続に関する様々な知識を身につけ、困った人の相談にのったり、時には適切な専門家へ橋渡しをしたりする。

岐阜県の生まれで、4人兄弟の次男。実家は約50人の従業員を抱える建築会社を営んでいた。「父は親分肌で面倒見がよく、いわゆる街の不良を会社で雇ってあげていた」と振り返る。家業は長男の兄が継ぎ、次男である自分も「家業を手伝える仕事に就きたい」と考えた。姉の助言もあって選んだのが、税理士の道だった。

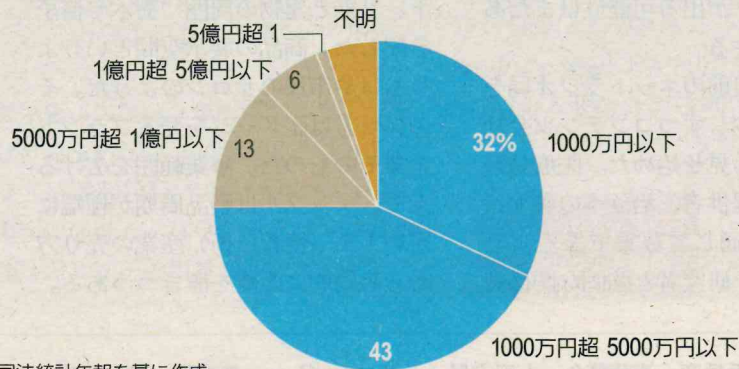
税理士事務所や投資銀行での勤務を経て、1998年に晴れて税理士として独立。2002年には税理士法人HOPを立ち上げた。当初は中小企業からの相談を想定していたが、相続の問題も多いと気づいた。しかも資産が少ない人ほど紛争につながりやすい。

15年の法改正で相続税を払う必要がある

人は約11万人と改正前の2倍以上に増えた。少子高齢化が進むなか、相続件数はさらに増える可能性がある。不動産などは分割しにくく、相続財産を平等に分けることは難しい。また、遺産の分け方を決めないままに親が亡くなってしまい、相続人同士でもめてしまうことも多い。税理士など、専門家はいるが相談に行くにはハードルが高く、気が引ける人も少なくない。

相続手続きそのものを簡素化しようと法務省も動き出している。相続人全員の戸籍情報を記載した証明書を来春から発行する予定で、法務局や銀行などに提出する書類を整える手間が軽減される。だが、生前に本籍があった全ての役所で戸籍を集めるという最も難しい作業は引き続き必要で、課題は残る。「戸籍にマイナンバー制度を適用すれば相続する財産と人が容易に分かる」。円満な相続に向けて、一段の手続き簡素化に期待を寄せる。(南毅郎)

資産が比較的少ない相続ほど争いがち (遺産分割事件における金額別の訴訟割合)



司法統計年報を基に作成